

「事業概要説明」

事業の概要

日本政策金融公庫（国民一般向け業務）（以下「日本公庫」という。）では、中小企業・小規模事業者に対し、政策目的の実現や経済・金融情勢に応じた措置のために低利融資を行っている。

補給金は、これらの金利低減措置について、国が公庫に対し利差補給を行うために交付するものであり、
出資金は、これらの金利低減措置の実施にあたって、国が公庫に対し財務基盤強化を行うために交付するものである。

補給金は、日本公庫の新創業融資制度等の政策目的に沿った各貸付制度のために、当初予算で措置している。
令和5年度当初の予算措置額は約137億円となっている。

一方、出資金は当初予算では措置されていないものの、大規模災害等に対する貸付制度の創設等の事業を日本公庫が実施する場合に、補正予算や予備費で措置しているものである。
令和4年度補正では、経営者保証免除特例制度に係るスタートアップ企業に対する要件緩和等を実施するにあたり、115億円を措置している。

「論点及び説明」

●アウトカムが定性的となっているが、効果検証の観点から適当か

中小企業・小規模事業者への資金供給（アウトプット）により、事業者の資金繰りの改善・向上が想定されるため、短期アウトカムを「融資先の資金繰り円滑化」と設定している。

資金繰りの円滑化の結果、事業者の収支状況の好転が想定されるため、長期アウトカムを「融資先の収支状況の好転」と設定している。

なお、アウトカムの成果を測定する指標については、外部的な要因を排除した上で融資先の資金繰りや収支状況を定量的に測定できる統計データがないため、定量的な成果指標は該当無しと整理している。

●スタートアップ5か年計画を進めていく観点から、日本公庫の貸付制度は適切なものとなっているか

「スタートアップ5か年計画」を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、一定の要件を満たす場合に経営者保証を免除する「経営者保証免除特例制度」について、本年2月より、業歴5年以内のスタートアップ企業を対象に要件の緩和を実施したところ。

【参考】スタートアップ5か年計画（令和4年11月策定）（抜粋）

また、日本政策金融公庫が行う貸付けに、スタートアップの創業から5年以内について経営者保証を求めない貸付け要件を設定する。

日本政策金融公庫(国民一般向け業務)の補給金・出資金について

事業の内容

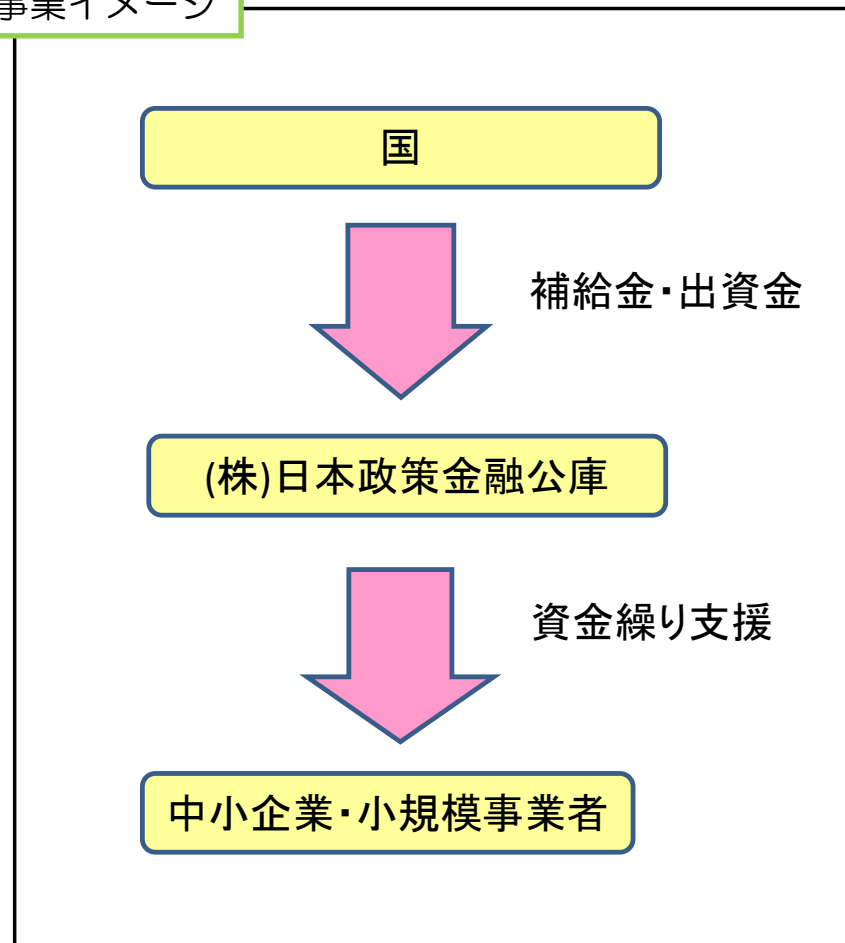
事業の概要・目的

- 本事業は、新規開業者、被災者等に対し、政策目的をもって低利の資金を供給し、中小企業・小規模事業者の金融円滑化を図るもの。

条件(対象者、対象行為等)

- 株式会社日本政策金融公庫では、政策目的に沿って設けられている特別貸付等において、金利低減を実施している。
補給金は、これらの金利低減措置について、国が公庫に対し補給金を交付するもの。
出資金は、これらの金利低減措置にあたって、国が公庫に対し財務基盤強化のため出資金を交付するもの。

事業イメージ



日本公庫（国民生活事業）の経営者保証免除特例制度の緩和

- 平成26年に「経営者保証に関するガイドライン」がとりまとめられたことを受け、日本公庫（国民生活事業）においても一定の要件を満たす場合に経営者保証を免除する「経営者保証免除特例制度」を創設し、個人保証によらない融資を推進してきた。
- スタートアップ5か年計画（R4.11策定）を受け、当該制度について、業歴5年以内のスタートアップ企業（注）を対象に要件の緩和を実施。（R5.2.13より適用開始）

（注）一定の要件（※）を満たす、創業後5年以内の技術・ノウハウに新規性等がみられる事業者

（※）①知的財産権等を利用した事業、②特定の補助金を活用した事業（ものづくり補助金等）、③VC・ファンドから出資を受けた事業、④エンジェル税制対象企業が行う事業、⑤J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された企業が行う事業、⑥事業再構築補助金を活用した事業、⑦新たな技術・サービス等を活用した事業で一定の成長性が認められるもの

経営者保証免除特例制度の要件緩和の概要

※令和5年4月1日現在

	緩和前	緩和後
適用対象※	次の全ての要件に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。 2. 税務申告を2期以上実施していること。また、公庫からの借入がある場合は、取引状況に問題がないこと。 3. 減価償却前経常利益が直近2期連続赤字ではないかつ直近の決算で債務超過ではないこと。 	業歴5年以内のスタートアップ企業については次の全ての要件に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。 2. 税務申告を2期以上実施していること。また、公庫からの借入がある場合は、取引状況に問題がないこと。 ⇒取引状況に係る要件について、「条件変更していないこと」を撤廃。 3. （撤廃）
金利	保証免除した場合、0.2%の金利を上乗せ。	保証免除した場合、0.1%の金利を上乗せ。 ⇒上乗せ金利を0.1%に減免
利用実績	令和元年度：約1万件、令和2年度：約1,500件、令和3年度：約1,600件	

● 令和4年度実績評価書(案)における政策目標等とその達成状況について

【政策目標】 7-1: 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

※当該政策目標に係る予算額として、予算書上の「政府関係金融機関の運営に必要な経費」及び「危機対応円滑化業務に必要な経費」を記載している。

【施策】 7-1-1: 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

【測定指標: 定性的指標】 7-1-1-B-1: 中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

目標: 中小企業等の資金繰り支援事業の実施を確保する。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保する。

令和4年度における施策(7-1-1)は、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じ、また、危機対応業務を円滑かつ適切に行うための体制を確保したため、当該施策については「目標達成」との評価見込みとなっている。

< 施策7-1-1に係る参考指標 >

・(株)日本政策金融公庫の融資実績

(単位: 億円)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度末	令和 4年度末
日本政策金融公庫	国民生活事業	21,464	91,640	24,115	18,570
	農林水産事業	4,840	7,058	5,008	5,579
	中小企業事業	11,474	45,648	16,874	13,551

・危機対応業務の実施状況(中堅・大企業向け)

(単位: 億円)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
貸付額(計)		25	22,489	2,801	308
	商工組合中央金庫	-	368	255	71
	日本政策投資銀行	25	22,121	2,546	237
損害担保(計)		-	1,505	1,999	157
	商工組合中央金庫	-	205	252	71
	日本政策投資銀行	-	1,300	1,747	86

(出所)各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注)単位未満四捨五入

(出所)各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計

(注)単位未満切り捨て